

阿賀野市地域防災計画・水防計画 修正事項概要

東日本大震災や新潟・福島豪雨災害等を受け、国の防災基本計画や県の地域防災計画及び水防計画の改定並びに災害対策基本法の改正などとの整合を図るとともに、阿賀野市の地域特性などを踏まえ、様々な災害に的確に対応できる「災害に強いまちづくり・ひとつづくり」を目指し、阿賀野市地域防災計画・水防計画を以下の通り修正します。

1 「減災」の考え方を基本方針に明記.....	2
2 阿賀野市地域防災計画の性格の明確化.....	2
3 住民等の役割の明記.....	3
4 自主防災組織育成の促進.....	4
5 原子力災害予防計画・応急対策の新設.....	4
6 応援及び受援体制の強化.....	5
7 福祉避難所の確保の促進.....	5
8 避難所運営の強化.....	6
9 事業継続計画（B C P）策定の促進.....	8
10 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備の強化.....	10
11 雪崩防止施設等の整備の強化.....	11
12 安全確保の原則の徹底.....	12
13 水防活動の円滑化.....	12

1 「減災」の考え方を基本方針に明記

東日本大震災では、被害を低減させる取り組みである「減災」の考え方の重要性が再認識されました。このため、阿賀野市地域防災計画の「計画の趣旨・基本方針」に以下の記述を追加します。

地域防災計画

一般災害対策編、地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の趣旨・基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

※下線部分が、加筆・修正箇所（以下、同じ）

2 阿賀野市地域防災計画の性格の明確化

「広域応援体制、連携」、「平時の訓練」、「自主防災組織の活用」、「通信設備ツールの整備」、「避難所運営」、「災害時要援護者対策」の重要性を再認識し、阿賀野市地域防災計画の性格を明確化します。

地域防災計画

一般災害対策編、地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の趣旨・基本方針

2 計画の性格及び構成

この計画は、阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、次に掲げる風水害等に関する計画であり、本市地域における風水害等の対策に関し、以下の6点等の総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(1) 市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制

- (2) 市対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、ＩＣＴツールを利活用した災害情報等の収集、避難、避難所運営、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害時要援護者(高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等)対策の一層の充実
- (5) 災害復旧に関する計画
- (6) その他災害対策に必要な計画

3 住民等の役割の明記

各節において「住民等の役割」を明記し、防災意識の高揚を図るとともに、災害に強いまちづくり・ひとづくりを促進します。以下では、その一例を記載します。

地域防災計画
一般災害対策編、地震災害対策編
第2章 災害予防
第3節 災害に強いまちづくり計画

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　日ごろからの地域の防災上の課題等の把握

イ　災害に強い、防災まちづくりを実現するため、市民一人ひとりがアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

4 自主防災組織育成の促進

災害時における自主防災組織の活動の重要性に鑑み、「住民の役割」、「市の役割」を明確化し、自主防災組織の育成を促進します。

地域防災計画

一般災害対策編、地震災害対策編

第2章 災害予防

第2節 自主防災組織育成計画

2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、財団法人自治総合センターの助成事業、市及び県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

5 原子力災害予防計画・応急対策の新設

原子力災害に係る予防並びに応急対策を迅速かつ確実に実施するため、原子力災害予防計画・応急対策を新設します。

地域防災計画

一般災害対策編、(地震災害対策編)

第15節（第16節） 原子力災害予防計画

- 1 計画の方針
- 2 災害応急体制整備
- 3 情報の収集・連絡体制等整備

- 4 原子力防災に関する知識の普及啓発
- 5 モニタリング設備・機器の整備
- 6 原子力災害時の避難・退避実施体制整備
- 7 広域避難体制整備
- 8 住民等への的確な情報伝達体制整備

第37節（第36節）原子力災害応急対策

- 1 計画の方針
- 2 広域的応援対応
- 3 住民等への的確な情報伝達活動
- 4 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限
- 5 緊急輸送活動

6 応援及び受援体制の強化

他市町村への応援、他市町村からの受援を含む広域相互応援体制の強化を図ります。

**地域防災計画
一般災害対策編、（地震災害対策編）
第3章 災害応急対策
第37節（第36節）原子力災害応急対策**

2 広域的応援対応

(1) 応援及び受援

市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。

また、市は、避難場所を指定する際に広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、被災者の受け入れの要請があった場合は、速やかな対応を行う。

7 福祉避難所の確保の促進

避難所での共同生活が難しい災害時要援護者に配慮した「福祉避難所」の確保を促進します。

**地域防災計画
一般災害対策編、地震災害対策編
第2章 災害応急対策
第23節 避難体制の整備**

3 避難場所(施設)の指定と事前周知

(3) 福祉避難所の指定

ア 市は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための「福祉避難所」の施設をあらかじめ指定する。

イ 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、災害時要援護者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

8 避難所運営の強化

東日本大震災を受けて、特に、災害時要援護者や女性への配慮、避難所外避難者への対応、情報の提供などの面で、災害応急対策の避難所運営の記載を充実します。

地域防災計画

一般災害対策編、(地震災害対策編)

第3章 災害応急対策

第10節（第9節） 避難所運営計画

1 計画の方針

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的な事項

(ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(オ) 避難者2人当たり 3.3m^2 のスペースが確保できるよう注意する。

(カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

(キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。

(ク) テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ヶ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(コ) 入浴施設の配置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

イ 両性の視点に立った避難所運営

(ア) 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。

(イ) 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(3) 災害時要援護者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。

(イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮する。

(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

5 避難所外避難者への対応

市は、あらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者に対して食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 状況調査の実施

市は、避難所外での住民の避難状況を把握するために、自治会、自主防災組織等の協力を得て次の事項について調査を実施し、避難者の支援ニーズの把握に努めるものとする。

(ア) 避難所外の場所

(イ) 避難所外避難者の人数

(ウ) 支援の要否・内容

(2) 情報の提供

市は、防災行政無線、広報車等により避難所の開設状況等を広報し、避難所への移送等の情報を提供するものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難所外に避難した高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者については、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう移送する。

9 事業継続計画（BCP）策定の促進

災害時の企業・事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業・事業所等における事業継続計画（BCP）策定の促進に努めます。

また、災害時において、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために、市は、業務継続計画（BCP）作成に努めるとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努めます。

地域防災計画

一般災害対策編、（地震災害対策編）

第2章 災害予防

第29節（第30節） 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や市との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

第30節（第31節） 行政機関等の業務継続

1 計画の方針

地震発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市は、業務継続計画（B C P）作成に努めとともに、業務継続マネジメント（B C M）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市及び防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保に努める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

10 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備の強化

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進します。

地域防災計画

雪害対策編

第1章 雪害対策

第4節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(2) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

2 住民及び地域の役割

(1) 住民の役割

孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に、住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

3 市の役割

(1) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の周知と巡視等

ア 雪崩発生危険箇所を県と連携して住民に周知する。

イ 道路巡視等により、危険の事前把握及び関係機関等への連絡を行う。

(3) 孤立時の通信の確保

ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、地域防災行政無線、衛星携帯電話を整備する。

イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時の措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・無線機等の貸与や携帯及び簡易移動無線局の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

(4) 防災拠点となる施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畠等の付近に障害物のない場所を圧雪する）し、併せて、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

11 雪崩防止施設等の整備の強化

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生の防止に努めます。

地域防災計画

雪害対策編

第1章 雪害対策

第8節 雪崩防止施設等の整備

1 計画の方針

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に發揮できるよう、発生区、走行

区、堆雪区の各区における勾配、地形、土質、雪崩の種類等の条件を考慮し、保全対象の種類に応じて適切な施設を選定する。

2 市の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、住民に雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、県と協力し「雪崩危険箇所図」等を用い雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防護施設等の整備

市管理道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防護施設等の機能を有効に發揮させるため、整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により整備・点検を行い、必要に応じ雪庇処理等の緊急対策を実施する。

12 安全確保の原則の徹底

危険を伴う災害活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように「安全確保の原則」を徹底します。

水防計画

第5章 阿賀野川水防警報計画

第3節 水防警報の段階と範囲及び水防情報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

13 水防活動の円滑化

平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるよう努めます。

水防計画

第8章 決壊時の措置

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。